様式第１号（第６条関係）

最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付申請書

　　年　　月　　日

最上町長　　　　　　　殿

住所

氏名

電話

　　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けたいので、最上町補助金等の交付手続等に関する規則第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　なお、当該申請に係る審査のため、当町における税の納付状況を確認することについて承諾します（町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）。

添付書類

１ 補助対象設備等の設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は

　見積書の写し

２ 補助対象設備等の仕様、規格等が確認できる書類

（前号に掲げる書類で確認できる場合を除く。）

３ 補助対象設備等の設置予定箇所の配置図

４ 補助対象設備等の設置予定箇所の工事着工前の現況写真

５ 様式第２号の誓約書（太陽光発電設備のみ対象）

６ 様式第３号の補助対象設備等により発電する電力の消費量計画書（太陽光発電設備のみ対象。）

７ 既存空調設備の性能表示又は空調に係る年間消費エネルギー量がわかるもの（高効率空調設備のみ対象。）

８ その他町長が必要と認める書類

様式第１号（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象設備等の設置場所 | | 最上町大字 | | | | | |
| 住宅の区分 | | □既存住宅　　□新築住宅 | | | | | |
| 工事予定 | 着工予定日 | | 年　月　日 | | 完了予定日 | | 年　　月　　日 |
| 太陽光発電　設備 | 最大出力 | | (A) | kW | 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ公称最大出力合計又はﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨て） | | |
| 設置に要する経費  （消費税及び地方消費税を除く） | | | | 円 | | |
| 補助金の額  【要綱第５条の表のとおり】 | | | | (B)　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |
| 木質バイオマス燃焼機器 | 木質バイオマス燃焼機器の種別 | | | |  | | |
| 設置に要する経費  （消費税及び地方消費税を除く） | | | | (C) 　　　　　　　　　 円 | | |
| 補助金の額【(C)×2/3+50,000】  ※補助上限額は700,000円とする。 | | | | 円  (D)  ※補助金の額は1,000円未満切り捨てる | | |
| 高効率空調機器 | 設置に要する経費  （消費税及び地方消費税を除く） | | | | (E) 　　　　　　　　　 円 | | |
| 補助金の額【(E)×1/2】  ※補助上限額は150,000円とする。 | | | | 円  (F)  ※補助金の額は1,000円未満切り捨てる | | |
| 補助金交付申請額【　（B）＋（D）＋（F）　】 | | | | | 円 | | |
| 施工業者 | 名称 |  | | | | 連絡先 |  |
| 所在地 |  | | | | 担当者 |  |

様式第２号（第６条関係）

誓約書

　最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

⑴　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はフィードインプレミアム制度（ＦＩＰ）の認定を取得しないこと。

⑵　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給を行わないものであること。

⑶　地域住民や自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

⑷　関係法令（条例を含む。）の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

⑸　防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備等の設計を行うよう努めること。

⑹　一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

⑺　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

⑻　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

⑼　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

⑽　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

⑾　補助対象設備等を処分する際は、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。

⑿　法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

⒀　発電した電力量の３０％以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。

⒁　補助対象設備等について、国や山形県からの別の補助金・交付金を受領していないこと。

年　　月　　日　　　　　署名

様式第３号（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  | | |
|
| 太陽光発電設備 出力 |  | | kW |
|
| 年間発電量 見込 | (A) |  | kWh |
|
| 年間自家消費量 見込 | (B) |  | kWh |
|
| 年間売電量 見込 |  |  | kWh |
|
| 過去一年間の  電気使用量 |  | kWh  （新築住宅の場合は記入不要） | |
| 自家消費率 （B）/（A) |  | ％ (30%を超えない場合は補助対象外) | |

補助対象設備等により発電する電力の消費量計画書